

平成26年度税制改正に関する意見書

昨年12月の政権交代以来、いわゆるアベノミクスにより、我が国経済に明るい兆しが見られるものの、その効果は、未だ地域経済の活性化に及んでいないという状況にはない。

本県においても、個人消費が底堅く推移しているほか、製造業の生産が緩やかな回復を見せ、労働需給面の改善が続いているものの、雇用・所得環境は総じて厳しい状況にあり、景気回復を実感できるまでには至っていない。

国の経済政策の効果を、地域経済にも及ぼすためには、国と地方が連携・協力して、地域における内需振興や投資、消費、雇用の拡大に向けて積極的に取り組む必要があり、そのためには、基盤となる地方税財源の確保が重要である。

よって、国におかれては、現在議論されている平成26年度税制改正において、下記の事項について、特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

1 償却資産に対する固定資産税課税について

成長戦略の柱となる設備投資減税の一環として議論されている償却資産課税の抜本的見直しについて、固定資産税は、市町村の重要な基幹税目であり、経済対策等の観点から償却資産課税の見直しを行うべきではなく、制度が縮減・廃止されれば、市町村の財政運営に極めて重大な影響を及ぼすこととなることから、現行制度を堅持すること。

2 自動車取得税及び自動車重量税について

自動車取得税については、都道府県のみならず、税収の約7割の交付を受ける市町村の重要税源としても不可欠なものとなっており、自動車重量税も税収の約4割が国から市町村へ譲与され、市町村にとって貴重な安定財源となっている。

これらの見直しにあたっては、地方団体の意見を十分踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生じないように、安定的な代替税財源の確保を同時に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日

熊本県議会議長 藤川 隆 夫

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	新藤義孝様
財務大臣	麻生太郎様
内閣官房長官	菅義偉様